

KoganeCloud サービス約款

株式会社 IT コア

2012年10月1日 制定

2013年6月24日 改定

目次

第1章 約款概要

- 1.1 約款の適用
- 1.2 変更
- 1.3 記載の無い事項
- 1.4 用語の定義
- 1.5 サービスの種類と内容
- 1.6 サービス提供場所

第2章 契約について

- 2.1 契約者
- 2.2 契約の申込
- 2.3 契約の成立
- 2.4 契約申込の取り消し
- 2.5 付加機能の休止等
- 2.6 最低利用期間
- 2.7 契約の更新
- 2.8 契約の解除

第3章 サービス停止/中止について

- 3.1 通信提供の制限等
- 3.2 サービス提供中止
- 3.3 サービス提供停止
- 3.4 サービス提供休止
- 3.5 禁止行為
- 3.6 情報の削除

第4章 費用について

- 4.1 料金及び工事、作業に関する費用
- 4.2 料金の支払い義務
- 4.3 料金の計算方法
- 4.4 料金の支払い方法
- 4.5 遅延損害金

第5章 サービスの運用について

5.1 運用管理

5.2 契約者の維持責任

5.3 契約者の切分責任

5.4 修理または復旧の順位

5.5 データの取扱

第6章 賠償・保証について

6.1 損害賠償

6.2 免責

第7章 その他

- 7.1 承諾の限界
- 7.2 利用に係る契約者の義務
- 7.3 個人情報の取扱
- 7.4 譲渡の禁止
- 7.5 法令に関する事項
- 7.6 管轄裁判所

第8章 別記

- 8.1 別記1
- 8.2 別記2
- 8.3 別記3

第1章 約款概要

1.1 約款の適用

1 株式会社ITコア(以下、「当社」といいます。)は、この契約約款(以下「約款」といいます。)を定め、これによりサービスを提供します。

2 本条のほか、当社は、サービスに付帯するサービス(当社が別に定めるものを除きます。以下、「付帯サービス」といいます。)をこの約款により提供します。

3 本契約に規定していない取り決めについては、各サービスの規約に基づきます。

4 当社は、サービスを提供する契約者に対して本約款及び各サービスの規約を適用し、契約者は本約款及び各サービスの規約の規定に遵守するものとします。

1.2 変更

当社は、契約者の承諾を得ることなく、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の約款によります。

2 変更された約款は、変更の都度当社のホームページに掲載するものとし、この時点で契約者は変更後の約款に同意したものとみなします。

3 当社の約款の変更に伴い、営業上その他の理由により、サービス内容を変更又は廃止することがあります。この場合は、当社が相当と判断する方法により契約者に対して事前に連絡するものとします。

1.3 記載の無い事項

この約款に記載の無い事項で、サービスの提供の上で必要な細目事項については、契約者に事前に通知することにより定めます。

2 契約者への通知は、契約者が申し出た電子メールへの配信又は当社ホームページ上の掲示に

より行います。電子メールの通知の場合、契約者が利用する電子メールアドレスに電子メールを配信したときをもって、当該通知は到着したものとみなします。また、ホームページ上の掲示による通知の場合、当該通知がホームページ上に掲載されたときをもって、当該通知は到着したものとみなします。

1.4 用語の定義

この約款においては、次の用語はそれぞれの意味で使用します。

電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、回線その他電氣的設備
サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その電気通信設備を他人の通信用に提供すること
付加機能	当社の料金表に定めるオプションサービスのこと
ユーザー ID	契約者を識別するための英字及び数字、記号の組み合わせであって、当社が契約に基づいて当該契約者に割り当てるもの
パスワード	契約者を識別するための英字及び数字、記号の組み合わせであって、みだりに第三者に知らせてはいけないものとされている符号であり、かつ、ユーザー ID が正当であることを確認するための符号
独自ドメイン	契約者が所有するドメイン名(株式会社日本レジストリサービス(以下「JPRS」といいます)等)によって割り当てられる組織を示す名称を指すもの)
IP アドレス	インターネットプロトコルで定められているアドレス
端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であり、電気通信設備の部分設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内又は同一の建物内であるもの
端末回線	端末回線及び当社が設置する端末設備
自営端末設備	契約者が設置する端末設備
消費税相当	消費税法(平成6年法律第109号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
ログイン	電気通信設備に対してユーザー ID 及びパスワードを用い遠隔もしくは直接の方法で進入すること

1.5 サービスの種類と内容

サービスには次の種類があります。

KoganeServer	IaaS (Infrastructure as a Service) サーバレベルのクラウドサービス
KogaePHP	PaaS (Platform as a Service) プラットフォームレベルのクラウドサービス
KoganePod	SaaS (Software as a Service) ソフトウェアレベルのクラウドサービス
その他オプション	各種オプションサービス

1.6 サービスの提供場所

当社のサービスの提供場所は日本国内を前提とするものの、外国への提供についても同様の扱いとします。ただし、提供の際に利用する言語は日本語とします。

- 2 当社は日本語での連絡が書面、電話、電子メール等で可能な法人、個人もしくは各種団体のみの契約の申込を受け付けます。
- 3 各法令で定められた文書については日本国内でのサービス提供においては日本語のみで発行します。

第2章 契約について

2.1 契約者

契約者とは、本約款及び各サービス規約の承諾に基づいて当社に利用申込及びサービス利用料の支払いを済ませた結果、当社から本サービスの利用権を認められた法人、個人又は各種団体を指します。

2.2 契約の申込

契約者は、当社に対して契約の申込を当社の所定の方法で行うことで当社のサービス契約を締結することができます。契約者は当社の事業所に対して、当社所定の契約申込書を提出して頂きます。

- 2 利用申込にあたっては当社の所定の発注書または契約申込書に必要事項を記入して、当社にPDF メール送付/FAX/郵送することで受け付け、当社の書類受理をもって申込の完了とします。
- 3 契約の申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
- 4 所定の申込書内容の不備がある場合、当社は申込を受け付けません。また受け付けないことによる何らかの損害に関して当社は一切関知いたしません。
- 5 当社は、以下の場合を除いて、各サービス料金及びサービス料金表に定めるところによるサービスを提供します。
 - (a) サービスの提供を請求した契約者が、各料金表に定める利用料の支払いを現に怠り、又は怠る恐れがあるとき。
 - (b) サービス提供を請求した契約者が、第3章3.3の規定により、その契約の利用の停止をされている、又はその契約の廃止を受けたとき。
 - (c) サービスの提供を請求した契約者が虚偽の内容を含む請求を行ったとき。
 - (d) サービス提供が技術的に困難なときもしくは保守することが著しく困難であるとき、当社の業務遂行上支障があるとき、もしくはその恐れがあるとき。
- 6 当社は、料金表に特段の定めがあるときは、そのサービスの利用の停止又は廃止をおこなうことが

あります。

2.3 契約の成立

当社と契約者の間に締結されるサービス契約は、契約者から当社に契約申込書が提出され、2.2 の契約申込が完了した段階で成立するものとします。

2.4 契約申込の取り消し

契約者は、申込書の提出後、申込の取り消しを行うことはできないものとします。

2.5 付加機能の休止等

当社は、付加機能の提供しているサービスの提供休止があったときは、その付加機能の接続休止を行います。

2 当社は第1項の規定により付加機能の提供休止を行う時には、3.2の規定に準じて取り扱います。

2.6 最低利用期間

当社の定める最低利用期間は、各サービスの料金表に定めるところによります。また期間は当社のサービスが開始した時から起算します。

2.7 契約の更新

当社は、契約者から契約の変更もしくは解除の申し出が無い限りはサービスを自動的に更新します。

2.8 契約の解除

契約の解除に当たっては、当社の所定の書面にて解約の意思を示すことで、翌月末の契約解除を行うことができます。ただし、最低利用期間が定められている場合はそれに従います。

2 解約を原因とするドメインの移管・廃止の手続きについては、契約者は自己の費用と責任において行うものとし、当社は当該手続きについて何ら関与しないものとします。また当社は一切の責任を負わないものとします。

第3章 サービスの停止/中止について

3.1 通信提供の制限等

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがある場合において、必要と認められた時は、災害の予防若しくは援助、交通、通信若しくは電力の供給の確保若しくは秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信又は公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、当社が予め協議した契約者に提供している通信の提供を中止する措置をとることがあります。

3.2 サービス提供中止

当社は次の場合、サービスの提供を中止することがあります。

次の場合、サービス提供を中止します。

- (a) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (b) 通信提供の制限等により、通信提供を中止するとき。
- (c) ユーザー ID、又はパスワードの漏洩が想定される事態が発生したとき。
- (d) サービス提供場所を変更するとき。

2 当社は、第1項の規定によりサービス提供を中止する時は、予め、その旨を契約者にお知らせします。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。

3 当社はサービス提供の中止の原因が取り除かれた場合、サービスを再開します。

3.3 サービス提供停止

当社は、契約者が次項のいずれかに該当する場合、6ヶ月以内で当社が定める期間、そのサービスの利用を停止することがあります。6ヶ月以内で当社が定める期間とは、そのサービスにかかる料金その他の債務を支払わない場合、その料金その他の債務が支払われるまでの間の事を言い、そのサービスに係る料金その他の債務とは、当社の契約約款の規定により支払いを要することとなったサービスに係る料金をいいます。以下この条において同じとします。当社はサービスを停止したことによる責は一切負

いません。

2 契約者が次のいずれかに該当する場合、サービスの利用を停止することがあります。

- (a) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (b) 利用に係る契約者の義務の規定に違反したとき。
- (c) 端末回線等又は当社契約回線に接続されている自営端末若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を端末回線等又は当社契約者回線から取り外さなかったとき。
- (d) 契約者が権利無能力者であった場合、又は権利無能力となった場合で法定代理人等による記名捺印がなされた同意書又は追認書の提出がない場合
- (e) 前各号のほか、この約款の規定に反する行為であり、サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼす恐れのある行為をしたとき。
- (f) 契約者が当社の定める禁止行為を行ったとき。

3 当社は、複数の契約を締結している契約者が、そのいずれかの契約において、利用に係る契約者の義務の規定に違反したときは、6ヶ月以内で当社が定める期間、その全ての契約に係るサービスの利用を停止することがあります。

4 当社は、第2項及び第3項の規定によりサービスの利用停止をする時は、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

5 契約者が送信した電子メール(当社以外の者が割当てを行ったメールアドレスを使用するものを含みます。以下、この条において同じとします。)について、他の電気通信事業者から異議申し立てがあり、その契約者の電子メールの転送を継続して行うことがサービスの提供に重大な支障を及ぼすと当社が認めるときは、当社はその契約者からの電子メールの転送を停止することがあります。

3.4 サービス提供休止

当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は協定事業者における電気通信事業の休止により、契約者がサービスを全く利用することができなくなったときは、サービスの接続休止(サービスを利用して行う通信と他社接続通信との接続を休止することをいいます。以下同じとします。)を行います。ただし、そのサービスについて、契約者からサービス利用の一時中止

若しくは契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

- 2 当社は、第1項の規定によりサービスの接続休止をする時は、あらかじめ、そのことを契約者にお知らせします。
- 3 第1項に規定する接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、そのサービスに係る契約は解除されたものとして取り扱います。この場合には、当社はそのことを契約者にお知らせします。
- 4 当社はサービス提供の中止の原因が取り除かれた場合、サービスを再開します。

3.5 禁止行為

本サービスの利用において、次の各行為を禁止します。

- 1 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える行為又はその恐れのある行為
- 2 他人が嫌悪感を抱く、又はその恐れのある文書を送信、記載、若しくは掲載する行為
- 3 他人になりすまして各種サービスを利用する行為
- 4 他人の知的財産(特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等)その他の権利を侵害する行為又はその恐れのある行為
- 5 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はその恐れのある行為
- 6 他人を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- 7 わいせつ、児童虐待若しくは児童ポルノ等児童及び青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、映像又は文章を送信、記載又は掲載する行為
- 8 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、並びに青少年保護育成条例に基づき、公序良俗に反するコンテンツを掲載する行為 [青少年保護育成条例の適用はサーバー所在地である東京都(東京都青少年の健全な育成に関する条例)の条例に基づきます。]

- 9 公職選挙法に基づく、選挙期間中の選挙立候補者に関するホームページの更新行為
- 10 無限連鎖講(ネズミ講)もしくは、連鎖販売取引(マルチ商法)等を開設し、又はこれを勧誘する行為
- 11 サービスにより利用しうる情報を改竄し、又は消去する行為、又はそれを行おうとする行為
- 12 コンピューターウイルス等有害なプログラムを、サービスを通じて又はサービスに関連して使用し、配布し、又は提供する行為
- 13 売春、暴力、残虐等公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為又は下記に該当する行為
 - (a) 公序良俗に反するコンテンツがサーバー上に掲載されている場合
 - (b) 公序良俗に反するコンテンツを掲載したホームページに対してリンクが行われている場合
- 14 特定商取引に関わる法律及び特定商取引に関わる法律施行規則によって規定される未承諾広告メールの送付行為
- 15 不特定多数の電子メールアドレスに対して電子メールを送付する行為

3.6 情報の削除

当社は当社が定める禁止事項の何れかに契約者が該当すると判断した時は、契約者に予め通知した上で、当社が保有する契約者に係る全ての電磁的記録を削除することができるものとします。

第4章 費用について

4.1 料金及び工事、作業に関する費用

当社が提供するサービスに係る料金は、料金表の基本利用料(料金表に定める料金をいいます。以下同じとします)、付加機能利用料(料金表に定める料金をいいます。以下同じとします)及び端末設備利用料(料金表に定める料金をいいます。以下同じとします。)並びに手続きに関する料金とし、料金表に定めるところによります。

4.1-2

当社が提供するサービスに係る工事に関する費用は、工事費(料金表に定める工事費をいいます。以下同じとします。)とし、料金表に定めるところによります。

4.2 料金の支払い義務

契約者は、サービスの契約に基づいて当社がサービスの提供を開始した日から起算して契約の解除もしくは付加機能若しくは端末設備の廃止があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一であった場合には、その日)について、当社が提供するサービスの態様に応じて、定額利用料(料金表に定める料金のうち、定額料金であるものをいいます。以下同じとします)の支払いを要します。

4.3 料金の計算方法

契約者が支払うべき料金は、毎月、暦月、料金表に従って計算する料金の額とします。

2 契約の解除(契約期間を経過する前に解除があった場合を除きます。)の日は該当月末日となり、当該月の料金の額は、当該月の末尾までの月額料金の額とします。

3 理由の如何を問わず、支払いが行われた料金の返金、払い戻し、他のサービスへの充当はいたしません。

4 年払い契約において契約途中で契約が終了した場合も、料金の返金、払い戻し、他サービスへの充当は行いません。

4.4 料金の支払い方法

契約者は、当社が指定する期日、方法を記載した請求書により料金を、期日までに支払うものとします。

2 銀行振込による料金の支払いは、ご利用月の翌月末までに支払うものとします。

支払い方法は当社の指定する口座への振込みとし、銀行振込の手数料は契約者の負担とします。

3 支払いに際しては、領収書は発行いたしません。

4.5 遅延損害金

契約者は、サービス料金の支払を怠ったときは、年率 14.6%で算出した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、当該債務がその支払うべきこととされた日の翌日から 10 日以内に支払われたときは、この限りではありません。

第5章 サービスの運用について

5.1 運用管理

当社は、サービスを提供するためのシステムを原則として24時間365日の間、運用するものとします。ただし、システム又は関連設備の修繕保守等、止むをえない事由による運用停止はこの限りではありません。このような場合、当社が可能な限り事前通告を行うものとしますが、天災、緊急事態、及び緊急作業の場合には通知を省略し、事後に報告することがあります。

2 第1項の事由によって本サービスの一時的な中断、遅延等が発生しても、当社はその責任を一切負いません。

3 当社は、業務上必要な復旧、保守、確認作業を目的として、契約者の電気通信設備に管理者権限をもってログインすることが出来るものとします。

4 契約者の利用するサーバー設備に故障等が発生した場合に備え、契約者は、当社に対し、当該設備の復旧サービス契約をすることができます。なお、復旧サービス契約を行わない場合は、単純再起動サービスのみ付帯されるものとします。復旧サービス内容は別記に定めるとおりとします。

5.2 契約者の維持責任

契約者は、その端末設備、回線、自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

2 第1項に関しては、適切な維持がなされていない場合にはサービスの提供を中止します。また中止にあたって発生する費用、損害等金銭的負担は契約者によって支払われるものとします。

5.3 契約者の切分責任

契約者は、当社のサービスを利用できなくなったと判断したときは、自営端末設備又は自営電気通信設備に故障の無いことを確認のうえ、当社に修理及び改善の請求をしていただきます。

- 2 第1項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社はサービス場所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

- 3 当社は第1項の試験により当社の設置した電気通信設備に故障が無いと判断した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担して頂きます。
この場合、負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

5.4 修理又は復旧の順位

当社は当社が設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することが出来ないときは、優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、

順位1 気象機関、水道機関、消防機関、災害救助機関、警察・海上保安機関、防衛機関に提供されるもの。

順位2 ガス、水道の供給に必要とされ提供されるもの。選挙管理機関に提供されるもの。新聞社、放送事業者又は通信社に提供されるもの。預貯金業務、国又は地方公共団体に提供されるもの。

順位3 第1順位及び第2順位に該当しないもの

5.5 データ等の取扱

サービスにおける当社の電気通信設備の記録、情報が、滅失、毀損、漏洩、その他本来の利用目的以外に使用されたとしても、その結果発生する直接あるいは間接の損害について、当社はいかなる責任も負わないものとします。

2 ただし、サービスにおける当社の電気通信設備の記録、情報の滅失、毀損、漏洩その他本来の利用目的以外の原因となった電気通信設備の欠損もしくは不備が当社の重大な過失に基づくものである場合には第1項の限りではありません。

3 サービスにおいて、当社は電気通信設備の故障又は停止等の復旧に対応するため、契約ディレクトリ内のデータを契約者に断りなく複写することがあります。ただし、常に保管する義務は負わないものとします。

第6章 賠償・保証について

6.1 損害賠償

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由（第三者の開発したソフトウェア等に起因する損害は含まない。）により、契約者に対し本サービスを提供しなかった時は、本サービスを利用できないことを当社が知った時刻から起算して、連続して24時間以上本サービスが全く利用できなかったときに限り、月額費用を限度とし、損害を賠償します。

6.2 免責

損害賠償の規定(6.1)は、本契約に関して当社が契約者に負う一切の責任を規定したものとします。当社は契約者、その他いかなる者に対しても本サービスを利用した結果について、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、その他本来の利用目的以外に使用されたことによってその結果発生する直接あるいは間接の損害について、当社は損害賠償(6.1)の責任以外には、法律上の責任並びに明示または黙示の保証責任を問わず、いかなる責任も負わないものとします。また本契約の定めに従って当社が行った行為の結果についても、原因の如何を問わずいかなる責任も負わないものとします。

第7章 その他

7.1 承諾の限界

当社は、契約者から工事その他請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求した契約者にお知らせします。

7.2 利用に係る契約者の義務

契約者は、次の事を遵守していただきます。

- (a) 当社がサービス契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線状その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営通信設備の保守のため必要あるときは、この限りではありません。
- (b) 故意に電気通信設備を保留したまま放置し、その他の通信の伝送交換に妨害を与える行為は行わないこと。
- (c) 当社が業務遂行上支障が無いと認めた場合を除き、当社がサービス契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと
- (d) 当社がサービス契約に基づき設置又は提供した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管、利用、管理すること。
- (e) 各サービスに係る利用の条件に反して利用しないこと。
- (f) ユーザー ID 又はパスワードについて、善良な管理者の注意をもって管理すること。これらの不正利用が想定される事態を発見したときは、そのことを速やかに契約事務を行うサービス取扱者に届け出ること。
- (g) 違法に、公序良俗に反する態様で、サービスを利用しないこと。

2 当社は、契約者の行為が各サービスの規約に定める禁止行為のいずれかに該当すると判断した場合は、第1項(e)の義務に違反したものとみなします。

7.3 個人情報の取扱

当社は、契約者の個人情報を当社のサービス提供以外の目的で利用しないとともに、第三者に開示・提供しないものとします。

ただし、次の号に定める場合はこの限りではありません

- (a) 法令に基づき裁判所その他の司法機関及び行政機関から契約者に関する情報の開示を要求された場合。
- (b) その他、契約者が事前に書面にて承諾した場合。
- (c) whois server を通じて、個人情報を公開します。また SSL に関しても、個人情報を開示する可能性があります。
- (d) アンチウィルスサービスにおいて、コンテンツを確認する可能性があります。

2 当社は、必要がある場合には、契約者の承諾をえることなく、契約者の登録したデータを複写し、これをバックアップデータとして保管することができるものとします。ただし、常に保管する義務を負わないものとします。

7.4 譲渡の禁止

契約者は、サービスの契約者として有する権利を第三者に譲渡し、貸し渡し、又は譲渡若しくは貸し渡しの申し出、あるいは質権の設定その他担保に供する等の行為はできないものとします。

7.5 法令に関する事項

サービスの提供又は利用にあたり、法令の定めがある事項についてはその定めるところによります。

2 本契約、規約の成立、効力、その履行及び各条項の解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

7.6 管轄裁判所

契約者と当社との間で本サービスの利用に関連して紛争が生じた場合は誠意を持って協議するも

のとします。

2 第1項の協議によっても問題が解決しない場合には、当社の本社住所を管轄する地方裁判
を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第8章 別記

8.1 別記1

相続又は法人の合併により契約者の地位の継承があったときは、相続人又は合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、すみやかに契約事務を行う当社の事業所に届け出る必要があります。

2 第1項の場合において、地位を継承した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

3 当社は、前項の届け出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

4 本条に定める届出事項の変更を怠ったことにより契約者が不利益を被った場合には、当社の故意又は重過失がある場合を除き、当社は一切その責任を負わないものとします。

8.2 別記2

契約者は、その氏名、名称、住所もしくは住居又は請求書の送付先等に変更があったときは、そのことをすみやかに契約事務を行う当社の事業所に届け出る必要があります。

2 当社は、前項の届け出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

3 本条に定める届出事項の変更を怠ったことにより契約者が不利益を被った場合には、当社の故意又は重過失がある場合を除き、当社はその一切の責任を負わないものとします。

8.3 別記3

公序良俗に反するコンテンツであるか否かの判断は下記にて行うものとします。

1. 20歳未満のホームページへのアクセスを制限している場合。

2. 未成年者にとって有害と認められる情報の売買、譲渡又は掲載するコンテンツ、それらを助長するコンテンツ、また、以上の恐れがあるコンテンツ。
3. 事実に反する、又はその恐れがある情報を提供するコンテンツ。
4. その他、当社内のサービス提供に関わる部署が公序良俗に反すると認めるとき。

以上

附則

本約款は2012年10月1日から実施します

2013年6月24日改定

弊社サービス自体は電気通信事業法の規定に基づく必要がないためその記述を削除しました。

年号の表記を和暦から西暦に変更しました。